

門真市シティプロモーション推進業務委託仕様書

1 委託業務名

門真市シティプロモーション推進業務委託

2 業務目的

門真市（以下「本市」という。）では、令和8年の古川橋駅北側エリアのまちびらきを皮切りに門真市駅前等各所でまちづくりが進むことにより、市の新しい魅力が創出されることで市内外からの期待感が高まることが予想される。

これらを契機に減少傾向にある若年層、特に【20代～30代の女性】をターゲットに据え、更なる本市の認知度向上及び関係人口の拡大を実現することにより、今後の未来を担う若年層から注目される街を目指すと共に、将来的に移住・定住へとつなげていく。

本事業は【認知】・【関心】・【行動】を主なフェーズとしてその先の【移住・定住】につながるよう、それぞれで効果的な情報発信や人を巻き込む仕掛けづくりを行い、ターゲット層から注目を集める街となるためシティプロモーションを行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和10（2028）年3月31日まで

4 業務体制

- (1) 業務を円滑に遂行するために業務管理者を配置し、全体の進捗管理を行うこと。
- (2) 業務担当者は同業務の経験を有する者を円滑に業務が遂行できる人数を配置すること。
- (3) 専門的技術を要する業務については相当の経験を有する者を配置すること。
- (4) 業務遂行にあたり本市との間に迅速に連絡がつく体制を構築すること。
- (5) 本市との定期的な対面協議の場を設けること。

5 委託業務の内容

- (1) 現状分析及び市の魅力の発掘
- (2) 各種 SNS 等を活用した「認知」と「関心」を高める効果的な情報発信
- (3) 「関心」から「行動」へ誘導するための取り組み
- (4) 市職員に対するシティプロモーションセミナー等の実施
- (5) 効果の測定と報告書の提出

6 委託業務の詳細

(1) 現状分析及び市の魅力の発掘

ターゲット層が本市を「認知」し「関心」をもつ事柄をリサーチし、それに合った門真市の魅力を発掘すること。

- ①事業開始当初にターゲット層のトレンドとニーズを把握し、情報発信の方向性を定めること。
- ②市がターゲット層の中に設定したペルソナをイメージ化すること。
- ③市の魅力を発掘するため様々な主体で構成する（仮称）「魅力発掘チーム」を市と協議のうえ創設し、ミーティングを運営して魅力の発掘、集積及び検証を行うこと。
- ④様々な媒体や手法を用いて情報を収集し随時現状分析を行うこと。

(2) 各種 SNS 及びインターネット広告等を活用した「認知」と「関心」を高める効果的な情報発信

集積した魅力を適正に加工・発信し市内外ターゲット層に対して本市に対する「認知」と「関心」を向上させるプロモーションを展開すること。

- ①魅力を発信するための SNS 等のアカウントを立ち上げてターゲット層に「認知」され「関心」を高めるために効果的な発信を行うこと。
- ②効果的な情報発信に資するキャッチフレーズや広告バナー及びロゴを作成すること。

(3) 「関心」から「行動」へ誘導するための取り組み

- ①(2)で発信した情報を受けて「関心」を持ったターゲット層に対して、市と協議のうえ決定する遷移先へ誘導すること。
- ②市が指定するイベント等の情報をターゲット層へ発信すること。

(4) 市職員に対するシティプロモーションセミナー等の実施

市職員がシティプロモーションへの認識を深め、全庁一丸となり魅力の収集を行えるように意識づけることを目的とした職員対象セミナーを年に1回開催すること。

(5) 効果の測定と報告書の提出

事業内容の効果測定を行うとともに事業終了時に報告書を提出すること。

- ①数値目標を市と協議のうえ設定すること。
- ②報告書は事業終了後速やかに市に提出すること。

7 業務完了報告及び委託料の支払方法

各年度払

8 業務情報等の管理

受注者は、委託業務に関する情報を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

9 再委託の禁止

受注者は委託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないこととする。ただし、事前に本市と協議し、同意を得たうえで書面により届出を行った場合は、この限りではない。

10 報告及び検査

本市は、必要があると認めたときは、受注者に対して業務の履行状況やその他必要事項について、報告を求めることができる。また、委託業務に関する帳簿、書類、その他物件等の検査を行うことができる。

11 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1)報告書 3部
- (2)関係書類 一式
- (3)上記成果品に係る電子データ 一式
- (4)キャッチフレーズや広告バナー及びロゴ等の制作物 一式

11 契約の解除

市及び受注者は、相手方が契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該違反が是正されないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

12 損害賠償

受注者は、業務の履行に際し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責任を負うこと。

13 個人情報保護

- ①受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ②受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

14 情報セキュリティ

受注者は業務の履行にあたり、個人情報を含むすべての情報の取り扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

15 その他留意事項

- (1) 事業実施に伴い制作物に関しての著作権及び使用権は、本市に帰属すること。
- (2) 業務に遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (3) 業務内容については仕様書に基づく内容とともに、企画提案書で提案した内容を遵守すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、本市と協議の上、決定すること。

- (5) 委託期間後に受託する事業者が新たに決定した際は、本業務の履行に必要な情報等は引き継ぐものとし、遅滞なく切り替えができるように誠実に対応すること。なお、引継ぎに際し要する費用は受注者の負担とする。